

平成29年度
第1回名寄市保健医療福祉推進協議会議案書

日時 平成29年4月27日（木）15時00分～

場所 名寄市役所名寄庁舎4階大会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 諮問

4 市長挨拶

5 会長挨拶

6 議事

報告第1号 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画について

①社会福祉課

②保健センター

③こども未来課

④高齢者支援課

⑤社会福祉事業団

協議第1号 第3次名寄市障がい者福祉計画及び第5期名寄市障がい福祉
実施計画の策定について

協議第2号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の
策定について

協議第3号 名寄市開業医誘致助成制度創設について

7 その他

8 閉会

名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿

任期:平成28年4月1日～平成30年3月31日

役職名	氏 名	所属団体及び役職名	担当部会
会長	和泉 裕一	名寄市立総合病院 院長	
副会長	吉田 肇	上川北部医師会 会長	
副会長	小池 晴行	名寄市風連地区町内会連絡会 会長	
委員	柿崎 隆弘	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	児童部会
委員	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員会 委員長	児童部会
委員	白井 慶子	名寄幼児教育振興会 会長	児童部会
委員	秋山 秀雄	名寄市身体障害者福祉協会 会長	障害者部会
委員	市川 大介	道北センター福祉会 道北地域生活支援センター長	障害者部会
委員	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	障害者部会
委員	三谷 正治	名寄市社会福祉協議会 事務局長	高齢者部会
委員	大野 元博	名寄市高齢者事業センター 事務局長	高齢者部会
委員	今藤 正美	名寄市老人クラブ連合会 会長	高齢者部会
委員	佐藤 きみ子	名寄市保健推進委員協議会 会長	保健医療部会
委員	宮本 幸子	名寄市保健推進委員協議会 副会長	保健医療部会
委員	瀬戸口 裕二	名寄市立大学保健福祉学部 学部長	保健医療部会

報告第1号 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画について

【社会福祉課】

1 臨時福祉給付金事業

(1) 秋に実施した臨時福祉給付金事業

下記の2つの臨時給付金を平成28年9月6日から平成28年12月6日まで申請受付を行いました。

①平成28年度臨時福祉給付金事業 給付者数 4,677人 給付額 14,031千円

②年金生活者等支援臨時福祉給付金事業（障害・遺族基礎年金受給者向）

給付者数 222人 給付額 6,660千円

(2) 臨時福祉給付金事業（経済対策分）について

消費税率の引上げに際し低所得者への影響を緩和する臨時福祉給付金事業について平成29年4月から平成31年9月までの2年半分の消費税を一括して措置することとされ、本市においては下記の通り実施いたします。

（給付内容）

①対象者 平成28年1月1日時点で名寄市民であった方で、平成28年度の市民税（均等割）を課税されていない方（保護世帯、市民税が課税されている方の扶養親族の方を除きます。）

②支給額 給付対象者1人あたり15千円を支給します。

③受付 平成29年3月17日から平成29年6月19日まで受付
4月13日現在 4,261名申請

④周知方法 広報3月号、地元紙に掲載、市民税非課税世帯へ通知（3月）

2 生活困窮者自立支援事業

平成27年度より必須事業である生活困窮者自立相談支援事業等を開始し、平成28年度には任意事業である家計相談支援事業に取り組みました。

また、平成29年度については名寄大学と連携し、学習支援事業に取り組みます。

平成28年度実績

- ・新規相談者数 59名
- ・支援プラン数 6件
- ・家計相談支援事業 5名

3 第4期名寄市障がい福祉実施計画の進捗状況について

(1) 福祉施設から一般就労への移行

- ・平成27年度～平成29年度の3年間の障がい者の一般就労への移行の目標は、8人と設定しています。
- ・平成28年度の実績は、7人です。(平成27年度の実績2名と合わせると合計9人)

(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行

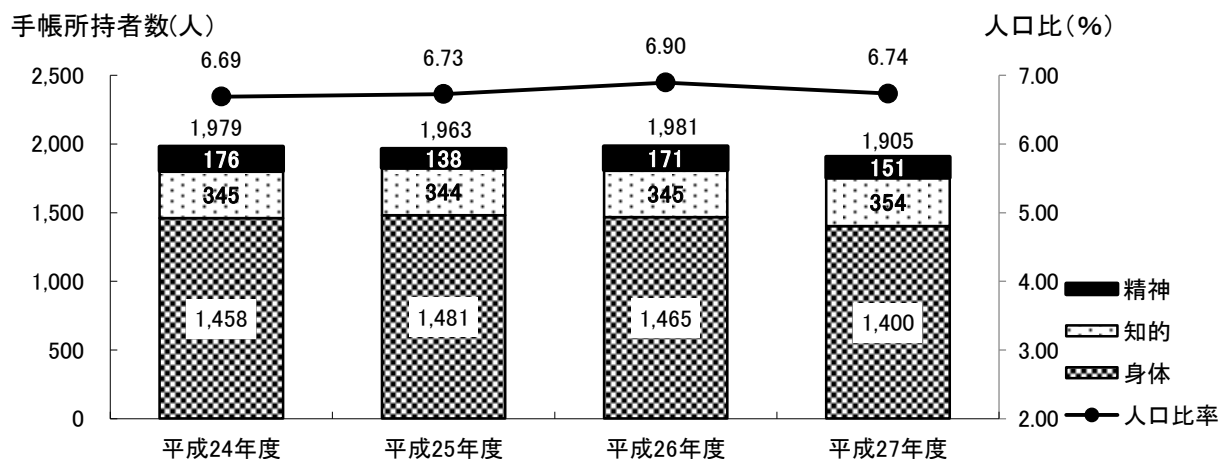
- ・平成27年度～平成29年度の3年間の地域生活への移行の目標は、国の指針を参考にして9人と設定しています。
- ・平成28年度の実績は、0人ですが、現在、支援中の方が1人いる状況です。

(3) 入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活への移行促進

- ・平成28年度の実績は1名ですが、現在、支援中の方が数人いる状況です。

4 第2次名寄市障害者福祉計画の進捗状況について

■ 各種障がい者手帳所持者数の推移



※重複障がいがあるため、実人数とは異なる。

資料 名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」(各年3月末現在)

1 啓発・広報の推進 (市民啓発の推進)

① 啓発事業の推進

◇ 「ふれあい広場」事業の実施

- ・理解促進のための研修会の開催
- ・自閉症啓発デーのライトアップ

② 広報事業の推進

◇ 福祉情報の提供の充実

- ・「障がい福祉便利帳」の作成・配布
- ・ホームページ、フェイスブック

2 啓発・広報の推進 (情報の保障)

① 視覚・聴覚障がいのある人への情報保障制度の確立

◇ 手話・要約筆記奉仕員の養成

◇ 点訳奉仕員の養成

◇ 手話・要約筆記奉仕員派遣制度の確立

- ・目の不自由な方々などのために本の録音データを貸し出すサービス「サピエ」の開始

3 教育・育成の充実 (特別支援教育の推進)

① 特別支援教育に関する各種研修の充実

◇ 特別支援教育に対する理解や指導力の向上を図るための研修の充実

- ・保育所、幼稚園、小中高の職員向けの研修会の実施

② 各関係機関との連携強化

◇ 医療的ケアの必要な子どもの通学保障のため教育、医療、保健、福祉等の関係機関との連携強化

- ・医療的ケアの必要な子どもに関する話し合いを、自立支援協議会で実施

4 福祉サービスの充実（相談体制の充実）

① 相談体制の充実

◇ 関係部局や関係機関等との連携強化

・基幹相談支援センター事業ぽっけと相談支援事業所を中心とした地域の相談体制の構築

② 情報提供の充実

◇ 障がいの種別や特性に応じた情報提供の充実

5 福祉サービスの充実（障がい者福祉サービス事業の推進）

① 訪問系サービスの充実

② 日中活動系サービスの充実

③ 居住系サービスの充実

④ 地域生活支援事業の充実

・障がい者のニーズに合った、様々な障がい福祉サービスが実施されるようになりました。

6 雇用・就業の確保（雇用機会の拡大）

① 就労の確保

◇ ハローワークとの連携強化

◇ 企業に対しての啓発活動

◇ 各種支援制度の周知

・障がい者の雇用が進み、昨年度、障がい者の雇用率が全道で2位となりました。
・障がい者の就労支援の充実にも取り組み、市独自のジョブコーチ支援も開始しました。

7 生活環境の整備充実（住宅環境の整備）

① 住宅の整備及び民間住宅の活用

◇ 障がいのある人や高齢者に配慮した住宅への支援

◇ 民間空き住宅の利活用ができる支援体制づくり

・「名寄市障害者グループホーム整備事業補助金」などの取り組みや、民間事業所の協力により、現在、名寄市内に17ヶ所のグループホームが整備されています。

8 スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

① スポーツ・レクリエーションの普及

◇ 生活訓練事業の開催

◇ ふれあい家族交流会の開催

◇ スポーツ教室の開催

◇ 各種スポーツ大会等の紹介及び普及

・ユニバーサルスポーツ「ボッチャ」の普及活動

② 文化活動の推進

◇ 文化活動の拠点施設として名寄市総合福祉センターの利用促進

◇ グループ、サークル活動等への自主的な活動への支援

◇ 作品展覧会の開催

・障がい者の作品の美術展「アール・ブリュット展」の開催

【保健センター】

名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の推進状況について

1 計画の推進について

平成25年3月 名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」策定
総合計画基本目標「安心して健やかに暮らせるまちづくり」



最上位目標：健康寿命の延伸と健康格差の縮小
生活習慣病の発症及び重症化予防の徹底を図る

平成28年10月14日（金）13：00～名寄市民文化センターエンレイホール
「第48回がん予防道民大会（名寄大会）」

主催：北海道、北海道対がん協会、北海道健康づくり財団、名寄市

がん予防功労者表彰：名寄市保健推進委員協議会、他3市町

特別講演：「胃の検査について知ろう」

公益財団法人北海道対がん協会常務理事・センター長 山口 由美子氏

健康講話：「笑い与健康」 落語家 桂 枝光 氏

参加者：685名（名寄市立大学・地元の高校・各関係団体等）

平成28年度「女性のためのがん検診推進事業」を開始

がんの早期発見・早期治療を目的とし、一定の年齢に達した女性に対して
子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診を無料で実施し、がん検診の受診促進
を図る。

2 平成28年度事業実績概要について・・・7ページ参照

3 平成29年度事業概要について

【名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」中間評価について】

健康増進法第8条第2項に位置付けられる本計画は、目標設定後5年を目途に中間評価、10年を目途に最終評価を実施することされているため、平成29年度は中間評価を実施。

中間評価にあたっては、計画の進行管理を行う名寄市保健医療福祉推進協議会に諮り、検証いただくが、国の中間評価報告書が健康寿命の算定時期の関係から平成30年夏頃に取りまとめとなるため、国、道の中間評価の策定状況に合わせ進めていきたい。

【新規事業】

「特定不妊治療費助成事業」・・・8ページ参照

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精、顕微授精及び男性不妊治療費用の一部を助成するもので、北海道が助成した額を差し引いた額に対して、本市が治療内容に応じて治療1回につき15万円又は7万5千円を上限に助成する制度です。

なよろ健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」主な目標項目の推移（実績報告）

分野	目標項目	計画値		実績値(H27)		目標値(H29)					
		全国	名寄市	名寄市	名寄市	データソース					
がん	①がん検診の受診率の向上(胃・肺・大腸・乳がんは40～69歳、子宮頸がんは20～69歳までを対象)										
	・胃がん	男性	36.6%	H22	25.0%	H23	22.6%	H27	40.0%	(2)	
		女性	28.3%		22.0%		18.2%				
	・肺がん	男性	26.4%	H22	27.3%	H23	26.7%	H27	40.0%	(2)	
		女性	23.0%		25.2%		23.2%				
	・大腸がん	男性	28.1%	H22	28.5%	H23	29.8%	H27	40.0%	(2)	
		女性	23.9%		29.3%		28.1%				
	・子宮頸がん	女性	37.7%	H22	38.0%	H23	41.8%	H27	50.0%	(2)	
・乳がん	女性	39.1%	H22	48.9%	H23	49.1%	H27	50.0%	(2)		
循環器	①高血圧の改善(140/90mmHg以上の者の割合)		—	H22	26.7%	H23	32.2%	H27	減少傾向へ	(3)	
	②脂質異常症の減少(LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合)	男性	8.3%	H22	11.3%	H23	9.5%	H27			
		女性	11.7%	H22	10.3%	H23	13.1%	H27			
	③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少		約1400万人	H20	351人(23.6%)	H23	357人(24.0%)	H27	H20より25%減少(H27)	(3)	
	④特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上										
	・特定健康診査の実施率	41.3%	H21	29.2%	H23	29.8%	H27	60.0%	(3)		
・特定保健指導の実施率	12.3%	H21	76.8%	H23	85.0%	H27	77.0%	(3)			
糖尿病	①合併症(糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数)の減少		16,247人	H22	5人	H23	0人	H27	減少傾向へ	(4)	
	②治療継続者(HbA1cJDS値6.1(NGSP値あ6.5)以上の者のうち治療中と回答した者)の割合の増加		63.7%	H22	54.2%	H23	55.2%	H27	増加傾向へ	(3)	
	③血糖コントロール指標におけるコントロール不良者あ(HbA1cJDS値8.0(NGSP値8.4)以上)の割合の減少		1.2%	H21	0.6%	H23	0.7%	H27	減少傾向へ	(3)	
	④糖尿病有病者(HbA1cJDS値6.1(NGSP値あ6.5)以上)の増加の抑制		890万人	H19	7.2%	H23	7.1%	H27	減少傾向へ	(3)	
栄養・食生活	①適正体重を維持している者の増加：肥満(BMI25以上)、やせ(BMI18.5未満)の減少										
	・20～60歳代男性の肥満者の割合の減少		31.2%	H22	36.5%	H23	37.0%	H27	減少傾向へ	(3)	
	・40～60歳代女性の肥満者の割合の減少		22.2%	H22	21.7%	H23	21.8%	H27	減少傾向へ	(3)	
	・20歳代女性のやせの者の割合の減少		29.0%	H22	13.8%	H23	15.1%	H27	現状維持又は減少	(5)	
・全出生数中の低出生体重児の割合の減少		9.6%	H22	10.1%	H22	9.3%	H26	減少傾向へ	(1)		
身体活動・運動	①運動習慣者の割合の増加(週2回以上30分以上の持続運動で1年以上継続)										
	・20～64歳	男性	26.3%	H22	36.5%	H23	31.1%	H27	増加傾向へ	(7)	
		女性	22.9%		27.0%		22.5%				
	・65歳以上	男性	47.6%	H22	60.3%	H23	53.8%	H27	増加傾向へ	(7)	
女性		37.6%	44.7%		43.6%						
こころ	自殺者の減少(人口10万人当たり)		23.4	H22	26.3	H22	41.0	H26	減少傾向へ	(1)	
飲酒	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少(1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)		男性	15.3%	H22	29.6%	H24	27.0%	H27	減少傾向へ	(8)
			女性	7.5%		8.8%		10.2%			
	②妊娠中の飲酒をなくす		8.7%	H22	8.3%	H23	1.7%	H27	0%	(9)	
喫煙	①成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)										
	・妊娠中の母親		5.0%	H22	6.3%	H23	2.6%	H27	減少傾向へ	(9)	
	・育児中の母親		—		11.8%		11.1%				
	・育児中の父親		—	H22	49.2%	H23	46.4%	H27	減少傾向へ	(9)	
歯・口腔	①むし歯のない3歳児の割合の増加		78.5%	H22	71.3%	H22	81.6%	H26	80%以上	(1)	

データソース

- (1)人口動態統計 (2)がん検診 (3)特定健診 (4)身体障がい者更生指導台帳 (5)妊娠届出時
 (6)小学校6年生生活習慣アンケート (7)健康診査(35歳以上)及び特定健診
 (8)生活習慣問診票 (9)3・4か月児健診問診票 (10)児童生徒等の健康状態等に関する調査(中学生)

改善傾向



名寄市特定不妊治療費助成のご案内



名寄市では、平成 29 年 4 月 1 日より北海道特定不妊治療費助成事業（以下「道助成事業」という。）に加えて、特定不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、つぎのとおり独自の助成事業を実施しています。

✿対象者✿

◆次の①～④のすべての要件に当てはまる方が対象です。

- ①平成 29 年 4 月 1 日以後に、北海道が実施する特定不妊治療費助成の決定を受けている方
 - ②夫婦のいずれか一方が、申請時に名寄市に住民登録している方
 - ③夫及び妻が市税を滞納していない方
 - ④助成を受けようとする治療について、他の市町村から同様の助成を受けていない方
- ※その他、道助成事業と同様

✿対象となる治療と助成の内容✿

◆北海道が助成対象経費と認定した費用から、北海道の助成金を差し引いた額が名寄市の助成対象になります。上限額に満たない場合はその額を助成します。

◆助成回数は道の助成事業と同様です。

治療内容	名寄市助成の上限（1 回）	道の助成上限額（1 回）
排卵を伴う治療	15 万円	15 万円（初回治療 30 万円）
排卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られない等による治療中止	7 万 5 千円	7 万 5 千円
男性不妊治療	15 万円	15 万円

✿申請の手続き✿

◆北海道の助成決定指令書の交付を受けてから、治療が終了した日の翌日から 60 日以内に申請してください。

◆申請に必要な物◆

- ① 名寄市特定不妊治療費助成金交付申請書（名寄市ホームページからダウンロードできます。）
- ② 道助成事業の助成決定指令書の写し
- ③ 振込口座の預金通帳の写し（2 回目以降の申請で、振込口座が同じ場合は不要です。）
- ④ その他、道助成事業の「特定不妊治療費助成事業申請書」の写し、「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し、「住民票」、「納税証明書」

※④については、情報提供にかかる同意欄及び住民基本台帳、納付状況等の確認の同意欄に署名した方は提出不要です。

✿問合せ・申請先✿ 名寄市保健センター

住所 名寄市西 2 条北 5 丁目

電話 01654-2-1486

【こども未来課】

1 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

(1) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝い・手助けを希望する利用会員と子育てを手助け・応援をしたい方は提供会員として登録いただき、会員相互援助を有償でおこなう事業として平成28年度より実施しています。会員の募集を4月から開始し、利用会員112名、提供会員27名、うち両方会員11名の登録をいただいております。サービスの提供を10月から開始し、現在までに8件の利用状況がございます。

会員数は徐々に増加していますが、利用が少ない状況にあるため、利用PRを実施し、利用促進を図ってまいります。また、引き続きサービス開始に向け、会員の募集及び研修を行ってまいります。

(2) 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業

平成28年度から子育て世帯の経済的支援を目的として乳幼児のおむつ処理に要する有料ごみ袋を支給しています。

平成28年度実績

2歳児までの案内世帯430世帯のうち申請件数415件（54,340枚）
（転出10世帯）（拒否1世帯）

出生による 199件（204人）40,800枚

転入による 51件（51人）6,380枚

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターひまわりらんど）

平成27年10月27日からひまわりらんどとして開館し1年が経過しました。

子育て支援センターは単独施設として開所時間の拡大、駐車場の確保により開所以降多くの親子にご利用いただいております。

H27 さくらんぼ 3,223組 6,915人（4月～10月）

ひまわりらんど 4,207組 9,098人（10月～3月）

H28 ひまわりらんど 8,713組 19,137人

2 子ども・子育て支援新制度移行状況

・保育所関係

西・南・東保育所、さくら保育園

・認定こども園関係

大谷認定こども園、認定こども園名寄幼稚園（H29.4.1）

・幼稚園関係

風連幼稚園、光名幼稚園（H29.4.1）、カトリック幼稚園（H29.4.1）

3 保育所入所について

入所児童状況

保育所名	定員(名)	児 童 数				
		H25.5.1	H26.5.1	H27.5.1	H28.5.1	H29.4.1
西	70	63	71	60	67	67
南	90	78	83	84	78	77
東	60	59	57	72	72	74
大谷	60	64	61	65	67	70
風連さくら	50	48	51	39	34	33
名寄幼稚園	30					10
合計	330	312	323	320	318	331

4 認可外保育施設認可化等移行支援について

平成29年度新規事業として、認可保育所又は小規模保育事業を実施する事業所への移行を希望する認可外保育施設に対して、認可外保育施設の運営に要する費用を補助するものです。また、保育料水準の適正化を図るため、認可保育所と比較し高額な保育料分を施設に対して補助することで、保育料の平準化を図ります。

5 子育て支援活動助成事業について

平成29年度新規事業として、市内において未就学児を対象とした子育て家庭を支援する活動を実施する団体に対して、補助対象経費に相当する額の2分の1の額を助成し、子育て支援の充実を図ります。

【高齢者支援課】

1 課名の変更等について

平成 29 年度から「高齢介護課」と「地域包括支援センター」を統合し、「高齢者支援課」としました。係につきましては、「高齢福祉係」・「介護保険係」・「地域包括支援センター係」の 3 係となりました。

また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年度）に向けて、3 年毎の高齢者保健医療福祉計画 介護保険事業計画策定・実施を通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができ、介護、予防、医療、生活支援、住まいの 5 つのサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムを構築するために、こども・高齢者支援室に専任の参事を配置しました。（地域包括支援・地域包括ケアシステム構築担当）

2 第 6 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について 高齢化率について

	人口	65 歳以上	男	女	高齢化率
H27.3 末現在	28,726 人	8,744 人	3,680 人	5,064 人	30.44%
H28.3 末現在	28,280 人	8,782 人	3,710 人	5,072 人	31.05%
H29.3 末現在	27,994 人	8,826 人	3,715 人	5,111 人	31.58%

3 介護保険事業状況について（平成 29 年 3 月分月報）（括弧内は昨年同月数値）

要介護（要支援）認定者数	1,636 人	（1,627 人）
居宅介護（介護予防）サービス受給者数	870 人	（871 人）
地域密着型（介護予防）サービス受給者数	120 人	（104 人）
施設介護サービス受給者数	336 人	（314 人）

4 介護人材確保緊急対策事業について

市内介護保険事業における介護人材の確保のため、平成 29 年 1 月から介護職員初任者研修の受講費用の助成事業を開始しました。

平成 29 年 3 月に上川北部地域人材開発センターにて開講された介護職員初任者研修において、7 名の受講者が当事業の対象となりました。

今年度においても事業を継続し、介護人材の確保に努めます。

5 要介護高齢者紙おむつ用ごみ袋支給事業について

平成 29 年度から、要介護 3・4・5 の認定を持ち、在宅で生活されている高齢者等に対し、紙おむつ処理用のごみ袋を支給する事業を開始しました。

20 リットルの炭化ごみ用ごみ袋（ピンク）を 1 ヶ月あたり 10 枚、年間で最大 120 枚支給します。

6 屋根雪おろし緊急対策事業について

高齢者の事故防止のために、市民に注意喚起を行ってきましたが、それでも経済的負担や体力等の過信を要因に自ら屋根に上がる高齢者が多く、転落等の事故も多く発生しています。引き続き「屋根に上がらない」と注意喚起を継続しながら、福祉的支援を要する方に対し、費用の助成を行ってまいります。

- ①対象者 70歳以上の高齢者のみ世帯等
その他、要介護状態、重度の身体障がい者、認知症の方も対象。収入基準を設定。
- ②助成金額 上限1万円 ※平均2万円程度の負担の1/2
- ③助成方法 助成券方式

7 「通いの場」に対する支援について

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住民主体による「通いの場」の継続・拡大が求められていることから、通いの場を実施する個人や団体に、その運営費用を助成します。

- ※ 設立助成 上限4万円
 - 活動助成 上限6万円（会場使用料、保険料、消耗品費、印刷費等）
- 期待される効果として、
- ①住民主体の支えあいを拡大
 - ②要介護状態になることの予防
 - ③将来的な要介護認定者数の抑制 等が挙げられます。

【社会福祉事業団】

1 平成 29 年 4 月新採用の介護職員について

◇事業団ではこれまでハローワークをはじめとする各関係機関と連携すると共に、事業団のホームページ等を通じ広く情報提供を行い、介護人材の確保に努めてまいりました。

◇これまで事業団全体で介護職員は 18 名不足している状況でしたが、職員募集の結果、平成 29 年 4 月新採用の介護職員として、正職員介護士 6 名、準職員介護士 1 名の計 7 名の新規の介護職員を採用することができました。さらに平成 29 年 5 月に準職員介護士 1 名の採用を見込んでおり、事業団として介護人材の確保及び体制の整備を図っているところです。

2 特別養護老人ホームの定員を満たすことについて

◇事業団が指定管理により名寄市から運営を委託されている、特別養護老人ホーム清峰園としらかばハイツにおきましては、両施設共に、介護職員の不足により、入所定員に対して入所者が定員を満たしていない状況が続いており、現在、新採用職員の研修をはじめとする介護スタッフの配置についての検討を行っており、平成 29 年 7 月を目途に、どちらかの特養において、定員を満たすことができるよう準備を進めているところです。

3 社会福祉法の改正に伴う事業団理事会及び評議員会について

◇平成 29 年 4 月 1 日から改正社会福祉法が施行となり、社会福祉法人における経営組織の見直しを通じた規律確保の強化など、社会福祉法人制度の改正が行われたことに伴い、議決機関として、評議員会が必置となりました。

◇これを受けて事業団では新たに評議員会を設置することとし、これまでの理事会をはじめとする役員の体制とあわせて、適正に法人運営を行っていく体制を整備しているところです。

協議第1号 第3次名寄市障がい者福祉計画及び第5期名寄市障がい福祉実施計画の策定について

○第3次名寄市障がい者福祉計画の策定について

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい福祉施策の基本的な計画として策定するものです。

(障害者基本法)

第11条(抜粋)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

※計画策定の基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域において共生する社会を実現できることを目指し、障がい者が社会生活を自己実現できるよう、名寄市で取り組むべき障害者施策の基本的な計画を定めるものとします。

また、第2次名寄市総合計画のもと、第2期名寄市地域福祉計画や同時期に策定される第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画など、関連する計画と整合性のある計画を策定します。

※計画期間

平成30年度から平成39年度(10年間)

※策定部会の設置

障害者部会を設置する。

10名で構成する。(公募による者2名、関係機関団体等8名)

○第5期名寄市障がい福祉実施計画の策定について

障害者総合支援法に基づき、国と道から示される基本的な指針に即して、必要なサービス量を計画的に見込むとともに、目標年次を定め円滑な事業の実施を確保するため、実施計画を策定することとされています。

(障害者総合支援法)

第88条(抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

※計画策定の基本的な考え方

国が定める基本指針に基づき、法改正等の動向を鑑みながら、名寄市における障がい者が安心して生活ができる条件を整えることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と、業務が円滑に実施できるよう数値目標を掲げ計画を策定します。

また、第2次名寄市総合計画のもと、第2期名寄市地域福祉計画等、保健福祉に関連する計画と整合性をもった計画を策定します。

※計画期間

平成30年度から平成32年度(3年間)

※策定部会の設置

障害者部会を設置する。

10名で構成する。(公募による者2名、関係機関団体等8名)

協議第 2 号 名寄市第 7 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定 について

老人福祉法及び介護保険法においては、市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画の 2 つの計画を一体のものとして作成することが求められており、名寄市では、計画の策定にあたりそれぞれが担う役割を明らかにした上で、両計画を一体のものとして作成します。

(市町村老人福祉計画)

老人福祉法第 20 条の 8 (抜粋)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(市町村介護保険事業計画)

介護保険法第 117 条 (抜粋)

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※第 7 期計画の策定に向けた基本的な考え方

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・保険者機能の強化と地域マネジメントの推進
- ・2025（平成 37 年度）年度を見据えた計画の策定
- ・医療計画との整合性の確保

※計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度（3 年間）

※策定部会の設置

高齢者福祉分野と保健医療分野については密接な関係にあることから、保健医療部会と高齢者部会の合同部会にて策定を進める。

(各部会 6 名ずつ、12 名で構成)

協議第3号 名寄市開業医誘致助成制度創設について

近年の名寄市を取り巻く医療環境につきましては、名寄市立総合病院が2次医療から3次医療へと医療の高度化・広域化へと変遷し、道北地域のセンター病院として高度急性期医療を担う病院へと変化している一方で、一次診療を担う開業医の高齢化や廃業等により、身近で安心して受診できる「かかりつけ医」が減少し、他の開業医や中核病院に患者が集中し、医師への負担が増大している状況にあり、地域の医療体制の整備と強化が急務となっております。

この状況を踏まえ、開業医の確保を目的として、名寄開業医師会より診療所を開設する開業医に対して開業費用の一部助成の制度化を求めることを内容とした要望書の提出がありました。

名寄市といたしましては、稚内市及び士別市など先進自治体の助成制度を参考として、できるだけ速やかに名寄市開業医誘致助成制度の創設を予定しています。

そこで、助成制度の創設に当たり庁内作業チームに加えて、名寄市保健医療福祉推進協議会「保健医療・高齢者合同部会」に制度の創設に向けてご審議をいただきますようお願いいたします。

記

1 審議を依頼する事項

名寄市開業医誘致助成制度の創設に係る審議

設置費助成、取得費助成、賃借料助成、改修費助成及び貸付金などの制度の審議を想定しています。

2 審議の方法

名寄市健康福祉部内に庁内作業チームを設置して制度の素案を作成し、名寄市保健医療福祉推進協議会「保健医療・高齢者合同部会」に提案して審議をいただきます。

3 審議をいただく時期

平成29年5月中旬～7月上旬まで3回程度を想定しています。

4 事務局

名寄市健康福祉部 保健センター 所長 真鍋 隆

名寄市保健医療福祉推進協議会・各専門部会開催スケジュール(案)

月別	名寄市保健医療福祉 推進協議会	保健医療・高齢者 合同部会	障害者部会
4月	第1回協議会開催 (計画の諮問、開業医誘致 に係る審議依頼)		
5月		第1回部会の開催	第1回部会の開催
6月		第2回部会の開催	
7月	第2回協議会開催 (開業医誘致に係る 審議結果報告)	第3回部会の開催	
8月			第2回部会の開催
9月		第4回部会の開催	第3回部会の開催
10月		第5回部会の開催	第4回部会の開催
11月		第6回部会の開催	
12月	第3回協議会開催 (計画の答申)		
1月			
2月			
3月			

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

(1) 児童部会

(2) 障害者部会

(3) 高齢者部会

(4) 保健医療部会

2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の経手を経た者等のうちから市長が委嘱する。

3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。

4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。

5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年名寄市条例第43号）を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。